

居宅訪問型児童発達支援を開始しました

あいあいセンター・西部療育センター・東部療育センター・あゆみ学園

これまで、障がいにより外出が困難で在宅で過ごすお子さんへの支援は、障がい児等療育支援事業として、月1回1時間程度、ご自宅にうかがい、保育やリハビリの提供を行ってきました。

児童福祉法の改正により、平成30年4月に「居宅訪問型児童発達支援」という新しい支援事業が創設され、あいあいセンター、西部療育センター、東部療育センター、あゆみ学園で開始しました。

“居宅訪問型児童発達支援”とは？

〈対象〉

重症心身障がい児などの重度の障がい児で、
児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために
外出することが著しく困難な障がい児



- 人工呼吸器を装着している等の医療的ケア児
- 重い疾病のため、感染症にかかるおそれがある
状態にある場合
- で外出が著しく困難な障がい児も含まれます。

〈支援内容〉

保育士等の職員がご自宅を訪問して、児童発達支援等の支援内容を提供します。

季節の歌、親子遊び、布遊び、体操、布ブランコ、
紙芝居、感覚遊び、オイルマッサージ、光遊び、
楽器遊び、誕生日会…などを行っています。

〈利用までの流れ〉

1. 相談
2. サービス等利用計画書作成
3. 給付決定申請
4. 受給者証受取
5. 契約
6. 利用開始



本人（保護者）の意向、希望や特性等を踏まえて
「個別支援計画書」を作成し、それに基づいて保育を行います。

保護者と目標を確認することで、遊びの意義などを
知ってもらう機会にもなっています。

～基本的な支援の流れ(例)～

15:00 自宅に到着

↓

手洗い

↓

体調の聞きとり

↓

今日の保育内容を説明
配慮点や禁忌事項がないか確認

↓

保育

↓

次回の日程確認

↓

16:00 終了



途中、医療ケアが必要な場合
は保護者が行います。

年中児・年長児については、就学に
向けての学習会や学校見学の案内、
就学相談会にあたっての資料作成等
も行っています。

